

徳島市教育振興基本計画（第2期）策定委員会設置要綱

（設置）

第1条 教育基本法（平成18年法律第120号）に基づく徳島市の教育振興基本計画（第2期）策定に伴う検討を行うため、徳島市教育振興基本計画（第2期）策定委員会（以下「策定委員会」という。）を設置する。

（所掌事務）

第2条 策定委員会の所掌事務は、次のとおりとする。
教育振興基本計画（第2期）案の策定に関すること。
その他策定委員会の目的を達成するために必要な事項。

（組織）

第3条 策定委員会は、委員16人で組織する。

（委員）

第4条 委員は、次の各号に掲げる者のうちから、教育長が任命又は委嘱する。
学識経験者
教育関係者
関係団体の代表者およびその他教育長が必要と認めるもの。

（任期）

第5条 委員の任期は、策定委員会の目的が達成されたときまでとする。
2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（会長および副会長）

第6条 策定委員会に会長および副会長をそれぞれ1人置く。
2 会長は、委員の互選とする。
3 副会長は、会長が指名するものとする。
4 会長は、策定委員会を代表し、会務を総理する。
5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第7条 策定委員会の会議は、会長が召集し、会長は会議の議長となる。
2 会議には、必要に応じ関係者の出席を求め、その意見等を聞くことができる。

（庶務）

第8条 策定委員会の庶務は、徳島市教育委員会事務局総務課において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、策定委員会の運営等について必要な事項は、会長が策定委員会に諮って定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成26年6月3日から施行する。
- 2 この要綱による最初の策定委員会の会議は、第7条第1項の規定にかかわらず、教育長が召集する。
- 3 この要綱は、策定委員会の目的が達成されたときに、その効力を失う。